

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

お客様に対する介護サービスの提供開始にあたり、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）の第125条に基づいて当事業者がお客様及びご家族に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	福島県社会福祉事業団
法人所在地	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 太田 健三
電話番号（FAX）	0248-25-3100 （FAX0248-25-4659）

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	短期入所生活介護
事業の目的	お客様の心身の機能の維持並びにお客様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
事業所の名称	福島県さつき荘
事業所指定番号	福島県0772800363号
事業所の所在地	〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原341-6
管理者名（施設長）	小貫 美江子
電話番号（FAX）	0248-25-3102 （FAX0248-25-5032）
運営の方針	お客様の意思及び人格等を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供します。
指定年月日	平成12年4月1日
利用定数	100名

3 職員体制

職 種	員 数	基 準 員 数	職 務 内 容	資 格
管理者（施設長）	1	1	事業所の業務の掌理及び職員の指導監督、お客様に対して満足のいくサービス提供を図る	
生活相談員	1	1	お客様及びその他ご家族との連絡調整、お客様の相談業務	社会福祉主事
介護支援専門員	2	1	短期入所生活介護計画の作成等	介護支援専門員
介護職員	29	お客様3人に対して1人	生活介護全般	介護福祉士等
看護職員	4		健康管理及び看護業務	看護師、准看護師
機能訓練指導員	1	1	リハビリテーションの実施及び介護職員に対する指導	柔道整復士
介護員	7		生活介護全般に係る業務（介護業務補助含む）	
その他の職員	3		管理者補佐、事務員	
管理栄養士	1	1	献立の作成及び栄養管理業務	管理栄養士
医師	（非常勤）2	（非常勤）1以上	健康管理及び健康相談業務、認知症及び精神疾患の相談業務	内科医師、精神科医師

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 形 態	勤 務 時 間
施設長（管理者）	通 常	8 : 4 5 ～ 1 7 : 4 5
その他の職員		
機能訓練指導員		
管理栄養士		
生活相談員	通 常	8 : 4 5 ～ 1 7 : 4 5
介護支援専門員	通 常	8 : 4 5 ～ 1 7 : 4 5
看護職員	通 常	8 : 4 5 ～ 1 7 : 4 5
介護職員	通 常	8 : 4 5 ～ 1 7 : 4 5
		9 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
		9 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0
	早 出	7 : 1 5 ～ 1 6 : 1 5
	遅 出	9 : 4 5 ～ 1 8 : 4 5 1 0 : 3 0 ～ 1 9 : 3 0
	夜 勤	1 3 : 4 5 ～ 9 : 4 5

5 短期入所生活介護内容

（１）ご利用期間

①	令和	年	月	日	時	～	令和	年	月	日	時
②	令和	年	月	日	時	～	令和	年	月	日	時
③	令和	年	月	日	時	～	令和	年	月	日	時
④	令和	年	月	日	時	～	令和	年	月	日	時
⑤	令和	年	月	日	時	～	令和	年	月	日	時
⑥	令和	年	月	日	時	～	令和	年	月	日	時

（２）ご利用可能設備

居 室 定 員	6人部屋
居 室 面 積	37.059㎡（1人当たりの面積5.6㎡）
ご利用可能設備等	食堂、機能訓練室、診察室、浴室

（３）ご利用可能サービス

食 事	朝食 7 : 3 0 ～ 8 : 3 0 昼食 1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0
入 浴	原則として週最低2回以上入浴していただけます。ただし、身体的状態等により、特別浴または清拭となる場合があります。
介 護	ご希望や状態に応じ次の様な介護サービスを提供します。 ・着替え介助 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・事業所内の移動の介助 ・体位交換 ・シーツ交換等
機 能 訓 練	機能訓練室にて機能訓練を行います。
レクリエーション	詳しくは、月間予定表をご覧ください。
健 康 管 理	短期入所生活介護初日に簡単な健康チェックを行います。 また、定期的に医師による診療を受けることができます。
理 容 ・ 美 容	当事業所では理容サービスを実施しております。 利用の場合は実費をいただきます。

6 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

(1) 基本料金

	1日あたりの利用料	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額
要介護度 1	5, 8 9 0 円	5 8 9 円
要介護度 2	6, 5 9 0 円	6 5 9 円
要介護度 3	7, 3 2 0 円	7 3 2 円
要介護度 4	8, 0 2 0 円	8 0 2 円
要介護度 5	8, 7 1 0 円	8 7 1 円

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払わない場合があります。

その場合は一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

基本料金の他に各種加算料金がかかります。

施設介護サービス費：上記介護保険給付対象サービス費は、厚生労働大臣が定め基準額で介護保険負担割合証の割合の額となります。

(2) 各種加算

各種加算料金は、別紙料金表のとおりです。

(3) その他のサービス料金

サービスの種類	料 金
滞 在 費	1日当たり915円（光熱水道費相当分です。）
食 費	朝食422円 昼食556円 夕食467円
理 容 代	実費
お む つ 代	公費負担のため、いただきません。
送 迎 代	現在のところ送迎は行っておりません。
そ の 他	特別食、行事食、おやつ等は別途料金がかかります。

7 短期入所生活介護ご利用の中止

利用開始予定日 以前の中止 (キャンセル)	入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、速やかに申し出てください。前日、午後5時以降の利用中止の場合は、1日分の食費を請求します。
利用期間中の中止	下記の場合で必要な場合には、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。 また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。 ・お客様が中途退所した場合 ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合 ・利用中に体調が悪くなった場合 ・他のお客様の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

8 緊急時等の対応

お客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または協力医療機関への連絡を行うとともに、ご家族または緊急連絡先への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9 身体拘束の禁止

お客様の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、お客様及びご家族の同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のお客様の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに廃止に向けた取り組みを継続します。

10 虐待防止対策

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、法人が定める「職員倫理綱領等の遵守に関する規程」及び「お客様への虐待防止に関する指針」に基づき、お客様の権利擁護を推進すると共に、虐待や人権侵害を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を管理者（園長）とします。
- (2) 権利擁護推進委員会を設置し、定期的に検証します。
- (3) 虐待防止委員（理事長任命）を複数配置します。
- (4) 必要に応じて成年後見制度の利用支援を行います。
- (5) 法人が定める「苦情解決制度実施要綱」に基づく、苦情解決第三者委員を複数配置します。
- (6) 従業員に対し、虐待の防止を啓発普及するための研修を定期的実施します。

11 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、法人が定める「個人情報の保護に関する規程」に基づき、お客様個人の情報を保護します。お客様に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該お客様の同意を得ます。

12 秘密保持

施設の職員及び管理者（園長）は、法人が定める「服務規則」に基づき業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を守ります。

13 ハラスメント対策

当施設は、「労働施策総合推進法」を遵守するとともに、法人が定める「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、適正な就業環境の整備に努めています。

14 福祉サービス第三者評価

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年2月21日
実施した機関の名称	社会福祉法人 福島県者会福祉協議会
評価結果の開示状況	福島県ホームページに掲載

1 5 苦情解決制度

(1) 苦情等申立先

	お 客 様 受 付 窓 口	
	福島県さつき荘	事業団事務局
受付担当者	次 長 松浦 成	施設事業課長 遠藤 晃
解決責任者	園 長 小貫美江子	事務局長 関谷 勝浩
ご利用時間	毎日 8 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0	
ご利用方法	面接：事業所等へ直接おいで下さい。	
電話番号	0 2 4 8 - 2 5 - 3 1 0 2	0 2 4 8 - 2 5 - 3 0 2 0
F A X 番号	0 2 4 8 - 2 5 - 5 0 3 6	0 2 4 8 - 2 5 - 7 6 7 3
その他	郵送にも応じます 担当者不在時は代理の者が対応 します	福島県西白河郡西郷村 大字小田倉字上上野原5-3

(2) 苦情解決第三者委員

氏 名	住 所	電話番号
田邊 敏捷	西白河郡西郷村大字米字間の原 1 0 7	0248-25-1135
鈴木 茂	西白河郡西郷村大字小田倉字原中 3 6 0	0248-25-2614
小林 好明	西白河郡西郷村大字真船字芝原 2 6 0	0248-25-1338

(3) 福島県運営適正化委員会

住 所	福島市渡利字七社宮111 (福島県社会福祉協議会内)
電話番号	024-523-2943

(4) 福島県国民健康保険団体連合会

住 所	福島市中町 3 - 7
苦情専用電話番号	024-528-0040
苦情相談係電話番号	024-523-2738

1 6 協力医療機関

医療機関の名称	福島県太陽の国クリニック
院長名	遠藤 良幸
所在地	福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29-4
電話番号 (F A X)	0248-25-3111 (F A X 0248-25-2431)
診療科	内科、精神科、整形外科、歯科
診察時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土・日・祝休診)
入院設備	1 0 床

医療機関の名称	白河厚生総合病院
院長名	大木 進司
所在地	福島県白河市豊地上弥次郎2-1
電話番号 (F A X)	0248-22-2211 (F A X 0248-22-2218)
診療科	内科、整形外科、泌尿器科、皮膚科
診察時間	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0 (第 1 ・ 3 土・日・祝休診)

医療機関の名称	ゆりのき歯科クリニック
院長名	相馬 親良
所在地	福島県西白河郡西郷村字下前田東5-1
電話番号（FAX）	0248-24-7533 （FAX 0248-24-7534）
診療科	歯科
診察時間	9：00～13：00 14：00～18：00 水・土曜午前のみ（日・祝休診）

1 7 非常災害の対策

非常時の対応	福島県社会福祉事業団非常事態対策本部設置要綱及び総合防災対策委員会設置要領、福島県さつき荘消防計画により対応します。	
近隣との協力関係	西郷村との防災協定による地元消防団の応援協力体制があります。	
防災訓練と主な防災設備	毎月1回防災訓練を実施しています。 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、防火扉、一斉放送設備など設置しています。	
消防計画等	消防署への届出	毎年度当初に届出
	防火管理者	松浦 成

1 8 衛生管理等の対策

衛生管理等の対策	感染症もしくは食中毒の発生を防止し、また発生した場合でも蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保ちます。また、以下に掲げる措置を法人及び施設で定める「感染症対策マニュアル」に準じて講じます。 (1) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。 (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。 (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施します。
----------	--

1 9 業務継続計画の策定

業務継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
-----------	--

2 0 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の対応	事故防止に努めておりますが、万一事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかにご家族等に事故の発生状況及び今後の対応等について説明し、市町村及び担当の居宅介護支援事業者（居宅サービス利用者に限る）にも報告いたします。
損害賠償	万一の事故に備え、賠償責任保険に加入しております。 サービスの提供によりお客様に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって賠償いたします。

2 1 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間：午前 9：45 ～ 11：00 午後 2：00 ～ 5：00 それ以外の時間帯の面会については、ご相談ください。尚、来 荘時は、事務室前の面会簿にご記入ください。
外 出 ・ 外 泊	その都度、所定の用紙で「外出・外泊」の届出をして頂きます。 食事の関係もありますので出来れば事前にご連絡ください。
喫 煙 ・ 飲 酒	可能ですが、医師等の指示によりできない場合もあります。 なお防災上、喫煙は決められた場所をお願いします。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用く ださい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償してい ただくことがあります。
動 物 飼 育	ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
宗教活動・政治活動	他のお客様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
迷 惑 行 為 等	騒音等他のお客様の迷惑となる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他のお客様の居室等に立ち入らないようにし てください。
不 慮 の 事 故	国が定める職員を配置し、見守りや観察を行いますが、転倒・ 転落、誤嚥・誤飲、無断外出、お客様間のトラブルによる怪我な どの不慮の事故を未然に防止できない場合があります。

私は、本書面に基づいて事業所の職員（職 次長 氏名 松浦 成 ）
から上記重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

お 客 様 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

お客様の家族等 住 所 _____

氏 名 _____ 印 続柄（ ） _____